

## 第102号議案

### ふじみ野市手数料条例の一部を改正する条例

ふじみ野市手数料条例（平成17年ふじみ野市条例第50号）の一部を次のように改正する。

別表63の項手数料を徴収する事務の欄第1号ア中「のうち同時に申請された住戸の」を削り、「以下ア」を「イ」に、「申請住戸数」を「住戸数」に改め、同号イからエまでの規定中「申請住戸数」を「住戸数」に改め、同号オ中「申請住戸数」を「住戸数」に、「超えるのもの」を「超えるもの」に改め、同欄第2号ア中「（建築物のエネルギーの使用の効率性その他の性能に関する建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準（平成24年経済産業省・国土交通省・環境省告示第119号。以下「誘導基準」という。）Iの第2の2の2-3（2）ロの規定により設計一次エネルギー消費量を算定した建築物については、共同住宅の共用部分の床面積を除く。イにおいて同じ。）」を削り、同表64の項手数料を徴収する事務の欄第1号ア中「のうち同時に申請された住戸の」を削り、「申請住戸数」を「住戸数」に改め、同号イからオまでの規定中「申請住戸数」を「住戸数」に改め、同欄第2号中「（誘導基準Iの第2の2の2-3（2）ロの規定により設計一次エネルギー消費量を算定した共同住宅を除く。）」を削る。

### 附 則

#### （施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

#### （経過措置）

- 2 都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和4年国土交通省令第68号）附則第2項及び第4項の規定によりなお従前の例によることとされた同令による改正前の都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成24年国土交通省令第86号）別記様式第7による変更の認定の申請に係る手数料については、改正後のふじみ野市手数料条例（以下「新条例」という。）別表63の項及び64の項（住戸数に係る部分に限る。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。この場合において、新条例別表63の項手数料を徴収する事務の欄第1号ア中「住戸数」とあるのは「申請に係る一の建築物の住戸のうち同時に申請された住戸の数（イからオまでにおいて「申請住戸数」という。）」と、同号イからオまでの規定中「住戸数」とあるのは「申請住戸数」と、同表64の項手数料を徴収する事務の欄第1号ア中「住戸数」とあるのは「申請に係る一の建築物の住戸のうち同時に申請された住戸の数（イからオまでにおいて「申請住戸数」という。）」と、同号イからオまでの規定中「住戸数」とあるのは「申請住戸数」とする。
- 3 建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準の一部を改正する告示（令和4年経済産業

省・国土交通省・環境省告示第1号) 附則第2項及び第6項の規定によりなお従前の例によることとされた同告示による改正前の建築物のエネルギーの使用の効率性その他の性能に関する建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準(平成24年経済産業省・国土交通省・環境省告示第119号) Iの第2の2の2-3(2)ロの算定方法により設計一次エネルギー消費量を算定した建築物に係る手数料については、新条例別表63の項及び64の項の規定にかかわらず、なお従前の例による。この場合において、新条例別表63の項手数料を徴収する事務の欄第2号ア中「床面積の合計」とあるのは「床面積(建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準の一部を改正する告示(令和4年経済産業省・国土交通省・環境省告示第1号)による改正前の建築物のエネルギーの使用の効率性その他の性能に関する建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準(平成24年経済産業省・国土交通省・環境省告示第119号。以下「誘導基準」という。)) Iの第2の2の2-3(2)ロの算定方法により設計一次エネルギー消費量を算定した建築物については、共同住宅の共用部分の床面積を除く。イにおいて同じ。)の合計」と、同表64の項手数料を徴収する事務の欄第2号中「共同住宅」とあるのは「共同住宅(誘導基準Iの第2の2の2-3(2)ロの規定により設計一次エネルギー消費量を算定した共同住宅を除く。)」とする。

令和4年11月30日提出

ふじみ野市長 高 畑 博

#### 提案理由

建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準の一部を改正する告示(令和4年経済産業省・国土交通省・環境省告示第1号)の施行に伴い、条文を整備するため、ふじみ野市手数料条例の一部を改正したいので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。